

総務文教常任委員会会議記録

(条例等審査)

1. 開催日	平成29年12月8日(金)
2. 場所	議員協議会室
3. 出席議員	栗山泰三委員長、隅田雅春副委員長、河南克典委員、木戸貞一委員、安井博幸委員、奥土居帥心委員
4. 会議に付した事件	<p>議案第73号 篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第74号 農村地域工業等導入地区の指定に伴う篠山市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例</p> <p>議案第79号 篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第83号 篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について</p>
5. 議事の経過	<p>10:55 開会</p> <p>栗山委員長 開議宣告</p> <p>■教育委員会</p> <p>日程第4 議案第83号 篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について</p> <p>社会教育課</p> <p>【主な説明】</p> <p>議案第83号説明資料に基づき説明</p> <p>【主な質疑】</p> <p>奥土居委員 西紀運動公園の指定管理候補者への応募は1社のみであったのか。</p> <p>教育委員会 現地説明会には4社が参加していたが、応募は1社であった。</p> <p>奥土居委員 現地説明会に参加した4社の内、3社が応募しなかった理由について、聞き取り等は行ったのか。</p> <p>教育委員会 していない。</p> <p>奥土居委員 議案第83号説明資料中、評価結果一覧表について、評価項目である指定管理料提案価格の評価点が6点となっている。6点という評価</p>

教育委員会	は高いのか、それとも低い評価なのか。
教育委員会	評価の標準を6割としている。今回応募が1社であったことから比較対象がなかったため、検討会委員に諮り6割の6点に統一したものである。
奥土居委員	比較対象がなかったため、評価ができなかったということか。
教育委員会	提案された価格はこちらが希望する価格より低い価格であった。
奥土居委員	篠山市が希望する価格より低い価格の提案であったにもかかわらず、評価が低いということか。提案価格の評価の算出方法はどのようになるのか。
教育委員会	篠山再生計画に基づき、「経費のかからない運営」を考慮し、2,000万円以下での指定管理料の設定を考えた。しかしながら、人件費の高騰等を見込み、今回は2,100万円を上限額に設定し、募集を行った。
奥土居委員	提案価格が設定上限額である2,100万円を下回ったために評価が低いということか。一般的に設定価格よりも安価な価格で提案があった場合、評価は高くなるのではないか。
教育委員会	評価が下がったということではなく、応募が1社であったため、他社との比較ができず、提案価格に対する評価、採点が困難であった。そうしたことから標準となる6点を採点したということである。委員ご指摘のとおり、設定価格より安価になれば高く評価する考え方もあるが、敢えて大きく評価しなかったということであり、有利にも不利にもならない評価ということで採点したものである。
奥土居委員	今の説明であれば、すべての項目が6割にならないとおかしいのではないか。
教育委員会	指定管理料の提案価格の項目のみ検討委員で協議しそのような評価とした。それ以外の項目については、これまでの管理状況等を踏まえ評価を行った。
奥土居委員	複数の応募があった場合、設定上限額と同額の2,100万円での提案であれば10点という考え方なのか。
教育委員会	<p>複数の応募があった場合、指定管理料について、市の財政負担も考える必要があるため、当然安価な提案の方が評価は上がる。</p> <p>今回、指定管理候補者検討会では、評価の方法、基準を協議いただいた。指定管理料の評価に関しては、複数の応募を想定し、それぞれの提案価格を用いた計算式を準備していたが、1社であったためその計算式が使えず、標準の6点を配分した。</p>

	<p>その他の評価項目については、比較対象があるものを想定して評価しようとした項目もあった。しかしながら、1社のみ応募であったため、施設の管理運営を任せても問題ないと評価できる提案内容であれば、標準の6割として評価いただくこととした。</p>
奥土居委員 教育委員会	<p>評価項目ごとに計算式があるのか。</p> <p>計算で求めようとしたものは指定管理料の提案価格の項目である。ほかの項目については提案数がいくつかといった数値をみるものもあったが、金額や数値だけが評価の基準ではなかった。</p>
奥土居委員	<p>その計算式は議会へ公表できるのか。できるのであれば、その資料を提出いただいてはどうか。</p>
栗山委員長	<p>選定基準について、公表可能な範囲で資料の提出を願う。(資料：募集要項表1選定基準 提出済み)</p>
木戸委員	<p>評価結果について、指定管理を任せても問題のない点数を6割としたと説明があったが、評価合計点68.8点はよい評価なのか。</p> <p>例えば、6割に満たない項目が1つでもあれば、指定管理者としてふさわしくないのか、また、全体で6割を満たしていれば、指定管理者として適切なのか。</p>
教育委員会	<p>全体で6割、60点というのは、その業者に任せても適切に管理運営がされるというラインである。6割に満たない評価項目については、運営の中で改善されるよう取り組まれていくものと考えている。</p>
奥土居委員	<p>各検討委員が評価点をつけ、その平均点で得たものがこの点数ということか。</p>
教育委員会	<p>そのとおりである。</p>
奥土居委員	<p>複数社の応募があった場合は、総合点で決まるのか。</p>
教育委員会	<p>そのとおりである。</p>
安井委員	<p>今回の提案指定管理料は1,990万円/年であるが、これまではどうであったのか。</p>
教育委員会	<p>過去5年間の指定管理料は、平成24年度1,350万円、平成25年度2,028万8千円、平成26年度1,954万3千円、平成27年度2,094万5千円、平成28年度2,094万5千円であった。平成24年度は現指定管理者の前の指定管理者のときの金額である。</p> <p>また、10年前は、現在の利用料金制ではなく、使用料金制であったため、単純に比較できないが、5,328万7千円であった。</p>
安井委員	<p>指定管理の場合の利用料は指定管理者の収入となり、光熱水費など</p>

	<p>の管理費は指定管理者が支払っている。市は指定管理料を支払って、管理を任せているという認識でよいか。</p>
教育委員会	<p>市が指定管理者に支払っているものは指定管理料のみで、管理運営費用に充ててもらっている。不足する分は自主事業で出た収入を充ててもらっている。</p>
安井委員	<p>利用料金の単価設定は、指定管理者が決めており、市は関与していないのか。</p>
教育委員会	<p>指定管理者から料金単価の提案がされ、市が承認する形と取っており、市も一定の関与をしている。その単価は、条例の範囲内において定めている。</p>
安井委員	<p>老老介護をされている年配の女性から、「西紀運動公園を利用して体調がよくなった。介護が楽になった。」と話を聞いた。市民の健康保持と体力の増強、さらに市民生活の健全育成に資する施設として重要な施設であると認識しているが、高齢者の利用に関して、助成制度はあるのか。</p>
教育委員会	<p>保健福祉部において、65歳以上の高齢者を対象とした「篠山市内有料温水プール活用高齢者健康づくり事業に関する要綱」に基づき、温水プール利用料金の一部を助成している。</p>
木戸委員	<p>今回の募集にあたって、施設の大規模改修が必要かどうかについての調査は行ったのか。</p>
教育委員会	<p>平成16年4月に設置以降、10年以上が経過し、特に設備等の機械類の傷みが見受けられるが、計画的に順次、修繕し運営を行っている。大規模な改修については今のところ予定はない。</p>
木戸委員	<p>ルーティーンな部分は順次改修しているが、大規模な改修については確認していないということによいか。</p>
教育委員会	<p>確認していないわけではなく、今のところ見当たらないということである。管理運営の中で年次点検を行っており、その都度報告を受けるので察知していきたい。</p>
隅田副委員長	<p>この5年間、現指定管理者には適正に管理運営いただき、利用者も5万人から8万人に増えたが、プールや芝生グラウンドなど、それぞれの利用者数も同様に増えているのか。特に温水プールの利用については、高齢者への費用助成制度もあり、利用者は年々増加しているのか。</p>
教育委員会	<p>利用者数の増加の主な要因は、プール利用である。特にスイミングスクールの会員数が伸びており、全国大会に出場する選手も輩出して</p>

	いる。さらに、歩行用プールを利用される高齢者も増えており、サービス面においても利用増の要因となっていると考えている。
隅田副委員長	全国大会に出場した選手は市内の方か、あるいは、そうした実績を聞きつけて通われる市外の方か。
教育委員会	報告を受けている中では市内の方である。
奥土居委員	当初は3万人程度の利用しかなかったのが、5年で8万人になった。利用者のパイが限られており、逆に市内の民間施設の利用が減っているのではないか。
教育委員会	市内には1社民間施設があるが、パイの取り合いしようという考えはない。水泳人口が増え、現在の利用者に至っていると考えている。 過去、一番利用が落ち込んだ時には3万6千人程度、指定管理者の運営当初は7万5千人であり、市内全体の水泳人口が増えていったと認識している。 スイミングスクールの定員がいっぱい時には民間施設へ通われ、逆に民間施設がいっぱい時には西紀運動公園を利用されている。相乗効果により競技人口を増やしていき、市民の健康増進に寄与していくのが妥当と考えている。
奥土居委員	民間施設から利用者を奪ったのではないという認識でよいか。
教育委員会	民間施設の利用状況を把握したものではないが、ご懸念されるのであれば聞き取りする。
奥土居委員	人口4万人程度の小さい市ではどんな施設であっても市民にとっては貴重なものである。公の施設が民間を圧迫しないということは基本であり、そういった調査もお願いします。市として民間業者を守っていくというスタンスも大事であり、公平な配慮をお願いしたい。
教育委員会	ご意見については、検討したいと考える。
河南委員	多目的ルームの利用状況についてはどうか。
教育委員会	以前はエアロビクスなど体操系の自主事業が行われていたが、需要が少なく、現在は実施していない。最近は、水泳大会時の荷物置き場や会議室、また体操教室などで利用されている。
河南委員	地熱利用システムは必要な機能を果たしているのか。
教育委員会	機器そのものについては老朽化もあり、順次交換を進めているが、必要な機能は果たしていると認識している。
安井委員	平成28年度の利用者8万人のうち、芝生グラウンド利用者は何人か。
教育委員会	平成28年度は、3,537人であった。

安井委員 教育委員会	利用者の推移はどうか。 平成24年度、25年度の利用者数と比較した場合、利用者減少している。天然芝については、利用頻度を高くすれば傷みが激しくなる。また、芝生の養生期間を設ける必要がある。むやみに利用を伸ばすことは難しいが、多くの方に利用いただきたいとの思いもあり、今後も課題として取り組んでいく。
安井委員 教育委員会	スポーツセンターの人工芝グラウンドはグラウンドゴルフなどでも利用されており、西紀運動公園についても多くの市民の方に利用いただけるような運用をお願いする。 担当課としても多くの市民の方に利用されること望んでいる。芝については、傷みにくい品種がないかなど、研究しているところである。ただし、例えば、野球のようなボールが施設外へ出ていってしまうおそれのある競技での利用は、周辺にご迷惑がかかるため、利用には制約がある。

日程第3 議案第79号 篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども未来課

【主な説明】

議案第79号説明資料に基づき説明

【主な質疑】

木戸委員 教育委員会	現在、入園申請の認定を受けた場合に支給認定証が交付されている。改正により、保護者が必要とする場合に支給認定証が交付されることとなるとのことであるが、具体的に今回の条例改正により保護者の手続き等にどのような影響があるのか。
木戸委員 教育委員会	具体的に保護者の方について影響はないと考えている。支給認定には1号認定、2号認定、3号認定があり、あなたのお子さんはこの号との認定になる。それについては、今回保育所入所内定通知書に記載が可能のため保護者に対しての不便等はないと考えている。
木戸委員 教育委員会	市の手続き上の変更点にはどのようなものがあるのか。 支給認定証の通知をする必要がなくなるが、別様式に認定の記載をする必要がある。

木戸委員	市では、支給認定証を送付しなくてよくなる、別様式に記載する必要があるとのことであるが、認定証を受け取る人数は基本的に変わらないという事でよいか。
教育委員会	認定証については希望の方だけになる。別様式については今までと同人数の方に送付することになる。
隅田副委員長	支給認定証はどこで使用するのか。
教育委員会	支給認定証は市内の施設、保育園・幼稚園・こども園については、事前に市より通知しているため、改めて保護者が使用することはない。ただし市外の施設を利用される方については、証明がないため認定証により証明されることがある。

■総務部

日程第1 議案第73号 篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

総務課

【主な説明】

議案第73号説明資料に基づき説明

【主な質疑】

木戸委員	これまでに非常勤職員が育児休業の延長を取得した事例はあるのか。
総務部	これまでにそういった事例はない。
木戸委員	事例がないということであるが、これまでは育休の延長がなかったのか、育休の取得自体がなかったのか。あるいは、該当者の勤務がなかったのか。
総務部	非常勤職員については、任用期間が原則1年であり、妊娠、出産をされると退職されるケースが多い。
木戸委員	こうした制度がないと働きづらくなる。改正した制度の周知を積極的に行ってほしい。

日程第2 議案第74号 農村地域工業等導入地区の指定に伴う篠山市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

税務課

【主な説明】

議案第74号説明資料に基づき説明

【主な質疑】

隅田副委員長 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を制定すると同時に、「農村地域工業等導入地区の指定に伴う篠山市固定資産税の課税免除に関する条例」は廃止すべきではなかったのか。

総務部 省令の改正により適用対象は無くなり、可能性は低いが課税免除の適用がないとは言い切れなため残していた。今回、法律の規定が削除されたため廃止するものである。

■表決

議案第73号 篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第74号 農村地域工業等導入地区の指定に伴う篠山市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第79号 篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第83号 篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について

— 討論なし、全員賛成で可決 —

栗山委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告を行いたい。報告については、委員長に一任いただきたい。

また、本日の会議の記録については、事務局に調整させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたい。

— 異議なし —

隅田副委員長 挨拶

14:05 閉会